

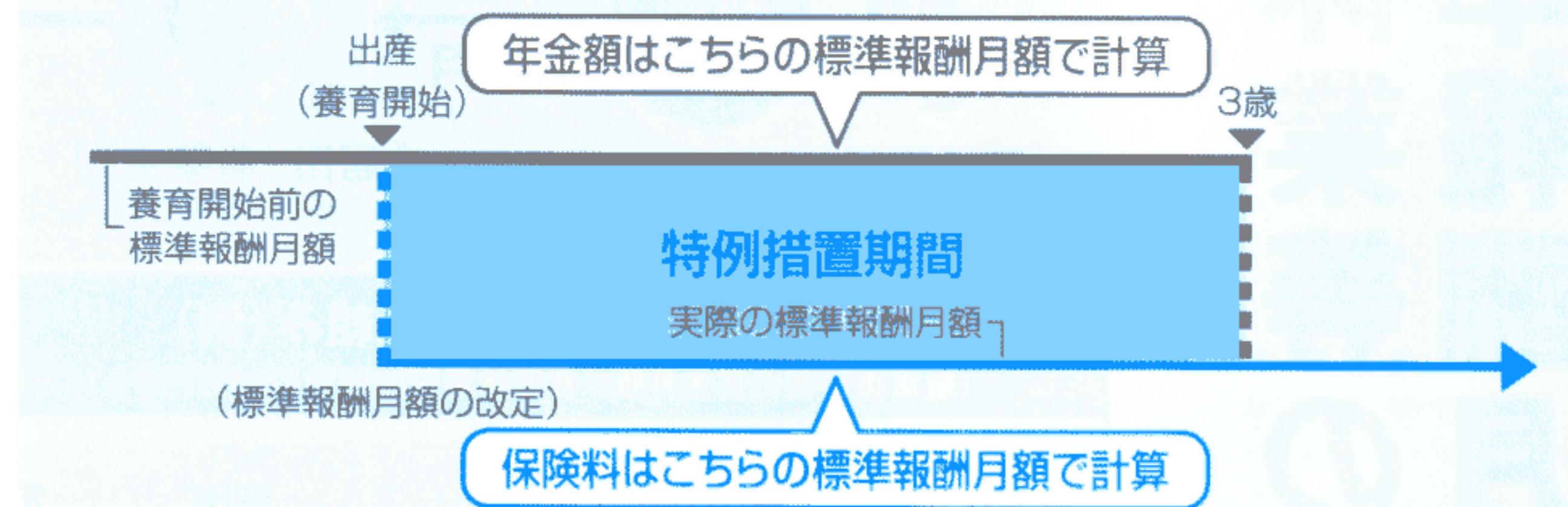
3

被保険者の標準報酬月額の特例について

これまで、3歳に満たない子を養育し、勤務時間の短縮等の措置を受けながら働いている被保険者は、養育を開始する前と比べて標準報酬月額が低くなり、将来の年金額が不利になる場合がありました。

変更後

平成17年4月からは、3歳に満たない子を養育している期間については、申出することにより、保険料は実際の標準報酬月額に基づき決定しますが、年金額を計算するにあたっては、子の養育開始前の標準報酬月額と同じ標準報酬月額であるとみなして、将来の年金額が不利にならないようにする特例措置が設けられます。



▶ 養育期間における標準報酬月額特例措置の仕組み(例)

	出産(養育開始)	3歳
賃金月額	30万円	15万円
標準報酬月額	30万円	30万円とみなす
厚生年金保険 保険料額	41,802円	20,901円(15万円に対する保険料額) 20,901円

対象者

育児休業等の取得の有無にかかわらず、子を養育しているため標準報酬月額が下がっている被保険者。

申出時期

3歳未満の子の養育を開始したとき。

申出方法

被保険者は、事業主を通して「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」を、管轄の社会保険事務所に提出します。

改定方法

養育期間中の子が3歳に達するまでは、養育を開始する前月の標準報酬月額(「従前標準報酬月額」といいます。)を下回っても、従前標準報酬月額により年金額を計算することになります。

なお、この特例措置は、賞与にかかる保険料に対しては適用されません。

その他

この取扱いは、厚生年金保険にのみ適用されます。